

“契約してしまっても…”

クーリング・オフができる取引とは！

知って

おきたい！



クーリング・オフとは

突然の訪問や電話など不意打ち的に強い勧誘を受け、よく考える時間もなく商品やサービスの契約をした場合、一定の期間内であれば違約金などの請求を受けることなく、無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフには「冷静になる」「頭を冷やしてよく考える」という意味があります。

クーリング・オフが可能なもの

- 訪問販売 ○電話勧誘販売
- マルチ商法（連鎖販売取引）
- エステサービス・語学教室・結婚相手紹介サービスなど（特定継続的役務提供）
- 内職商法（業務提供誘引販売取引）
- 訪問買い取り（訪問購入）



クーリング・オフの可能期間

- マルチ商法（連鎖販売取引）と内職商法（業務提供誘引販売取引）は、20日間。
- その他は、8日間。

クーリング・オフの手続き方法

- クーリング・オフの手続きは必ず書面で行います。
- ハガキで通知する場合は、両面のコピーをとり「特定記録郵便」などの記録に残る方法で送付しましょう。

◎クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社へ同時に通知してください。

クーリング・オフの対象にならないもの

- 自分で連絡して、自宅に来てもらい契約したケース
- 自分で、お店に行って選んで買った品物
- 3,000円未満の現金取引
- 通信販売

詳しくは消費者センターへお問い合わせください。

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
商品名	〇〇商品
契約価格	〇〇〇〇円
販売会社	株式会社×××
担当者	△△△
支払った代金	〇〇〇〇円を返金し商品を引き取ってください。
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
氏名	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 江戸川 太郎

※クレジット契約をしていない場合の記載例



クーリング・オフ



テレビショッピングなどの通信販売では、事業者が返品可否や返品期限などに関する特約を設けている場合はそれに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。（返品の送料は購入者負担です。）